

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育の質を低下させる国家戦略特別区域での大阪府提案に対し、保育三団体協議会が関係閣僚への反対意見を表明…………… 1
- ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について… 4
- ・ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について～点検項目が示される～…………… 5

保育の質を低下させる国家戦略特別区域での大阪府提案に対し、保育三団体協議会が関係閣僚への反対意見を表明

本年 8 月 31 日、大阪府は、(1)「保育所設置基準を自治体が独自に決定できるようにすること」、(2)「無資格の人材を配置基準上カウントできるようにすること」からなる、待機児童解消対策を、国家戦略特別区域会議 合同会議へ提案しました。

待機児童解消対策の検討促進について

「第9回関西圏区域会議(H28.5.10)」において、大阪府知事から提案した内容“特区のルールは特区で決める”ことを基本に下記の項目を検討例として提示

- 【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定
例) 多様な人材を配置基準に位置付け、面積基準の緩和
- 【提案2】 特区限定版の保育士をサポートする人材を、配置基準に位置付け
- 【提案3】 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

大阪府の取組み状況

- 基準緩和
 - ✓ 提案内容に賛同する市町村と意見交換の場(市町村WG)を設け、2回開催。保育の量の拡大、質の確保を実現する基準緩和の内容を検討している。
 - ✓ 今後、期待される効果の分析を進める。
- 新たな保育人材
 - ✓ 「大阪府子ども施策審議会」に「新たな保育人材のあり方検討部会」を設置し、2回開催。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/shingikai/arikatabukai2.html>
 - ✓ チーム保育を推進するための多様な人材の役割、必要なスキルや検定・育成方法等の意見聴取。
 - ✓ 10月中の提言案とりまとめを目指す。
- 情報公開等
 - ✓ 市町村WGに加え、団体等からの意見も聞きながら枠組みを検討している。

早期に、特区制度としての検討の俎上に

これに対し、保育三団体協議会は、保育の質を担保する観点から反対の姿勢を表明すべく、9月16日、関係閣僚(*1)へ3ページの意見書を提出しました。

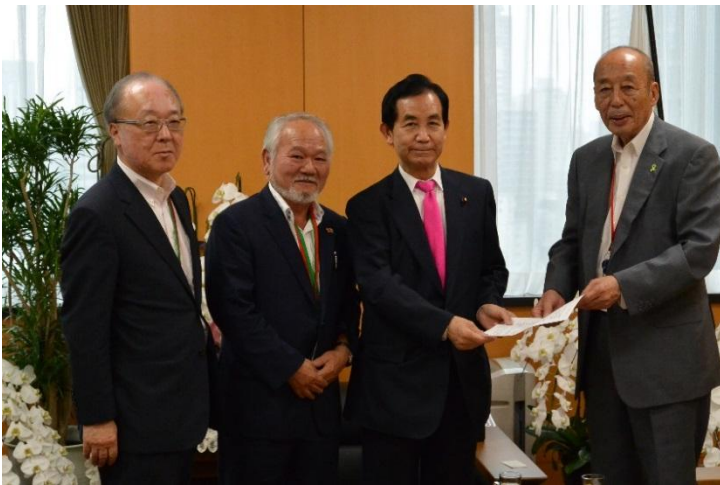
*1 山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）
塩崎 恭久 厚生労働大臣 ※当日の対応は、古屋範子 厚生労働副大臣

【山本 幸三 内閣府特命担当大臣からの発言】

- 質を唱えるのは最重要点。これをふまえて関係者と検討していきたい。
- 保育士以外の職員配置弾力化などの策はとったが、質は落とさないことを前提としての策であり、その点との整合を図っていきたい。

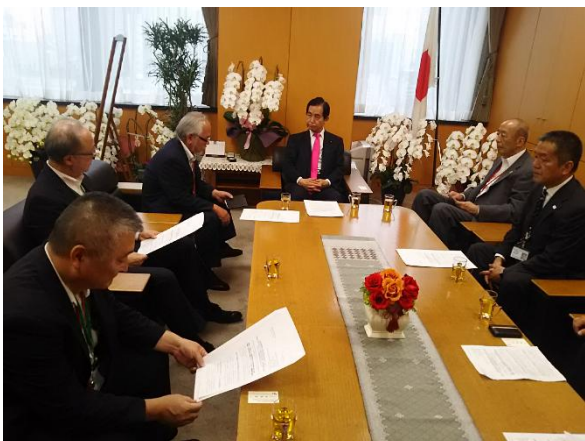
【古屋 範子 厚生労働副大臣】

- 待機児童解消は、政府における最大の課題であり、待機児童解消加速化プランを充実させて取り組んでいる。また、保育士の確保につながる処遇改善のための予算編成を検討しているところ。
- 子どもにとって良い環境や必要な環境を整えるために、国は各種の基準を作っている。
人格形成への影響も鑑み、大阪からの提案は慎重に取り扱いたい。待機児童の解消のために「何でもあり」とは、しない。
- 誰でも保育ができるならば、あえて資格を取得することは必要なくなってしまう。緊急対策の中で、配置人員の弾力化はおこなったが、小規模保育や朝夕のみの時間帯などといった時限的かつ限定的な策である。
基準そのものを崩すような事項については、慎重に考えていきたい。



●山本幸三大臣へ意見書を手交
(写真左から、大谷 泰夫 日本保育協会 理事長、
万田 康 全国保育協議会 会長、
近藤 遼 全国私立保育園連盟 会長)

●古屋 範子 厚生労働副大臣へ
万田会長から意見書を手交



●山本幸三大臣へ意見について説明する万田会長
(写真左奥 万田 康 全国保育協議会 会長、
左手前 小島 伸也 全国保育協議会 副会長、
右 奥 森田 昌伸 全国保育協議会 副会長)

平成28年9月16日

内閣府特命担当大臣 山本 幸三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

大阪府提案の国家戦略特別区域における 保育の質を低下する保育所設置基準・配置基準の緩和に 保育三団体協議会は反対します

第9回関西圏国家戦略特別区域会議(5月10日)及び第10回同会議(8月31日)において、大阪府より待機児童解消対策として次のように提案されました。

【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

【提案2】 特区限定版の保育士をサポートする人材を、配置基準に位置付け

本提案を容認することは保育の質の低下を招き、保育所での重大事故を起こしかねない非常に危険な提案です。我々はこの提案には絶対に反対です。まち・ひと・しごと創生(地方創生)とは、子どもの未来を大切にという願いも込められているはずです。日本の未来の為、人口減少と少子化傾向に歯止めをかけるためにも賢明なご判断をお願いいたします。

1. 保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定しないでください

- すべての子どもが“どの地域でも”“等しく”社会全体の支援のもと“安心して”生活し、発達が保障される制度の充実のために、国が最低限度の基準を維持して下さい。国が最低の基準を示し、自治体によっては、更に子どもにとってゆとりある基準にする現行制度は理にかなっていません。今回の特区申請では、待機児童解消の名のもとに国の最低基準を下回る基準策定がなされることは明白です。国は実際に保育を受ける「子どもたち」の立場から、また保育所に預ける「保護者」の立場からのご判断を強く要望します。

2. 保育士資格を有さない保育をサポートする人材を、配置基準に位置付けないでください

- 待機児童の解消と急速な保育ニーズ拡大への対応には、保育士等の人材確保が肝要です。しかし、そのために、保育の質の低下につながるような規制緩和は本末転倒です。昨今、保育の現場に求められる役割やニーズはより高度化し、複雑化しています。子どもの発達を保障し安全を確保するために、保育士資格を有しない人材をもって対応することは、必ずや質の低下を招きます。

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備の強化・徹底について

平成 28 年 9 月 9 日、厚生労働省は、通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」を、都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

本通知は、本年 8 月に台風第 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により、認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなる被害があったことから、児童福祉施設等においても災害発生時に利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む非常災害時の体制整備の強化・徹底について周知されたものです。

通知では、「1 情報の把握及び避難の判断について」及び「2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について」の留意事項が示されるとともに、以下枠内の調査項目について平成 28 年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握する予定である旨記載されています。

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・児童福祉施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園
- ・児童厚生施設（児童館・児童センター） ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・児童相談所一時保護施設
- ・婦人相談所一時保護施設 ・認可外保育施設 ・自立援助ホーム ・婦人保護施設
- ・放課後児童クラブ

通知の全文は、別添の内容をご参照ください。

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について ～点検項目が示される～

平成 28 年 9 月 15 日、厚生労働省は、通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

本通知に先立っては、7 月 26 日付けで通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」が発出され注意喚起されたところです（全保協ニュースNo.16-26（7 月 26 日）で既報）。

今般、「地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること」と、「外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となること」の両立を図る観点から、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、「①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要」として、『社会福祉施設等における点検項目』が示されています。

通知・点検項目の全文は、別添をご参照ください。